

不良債権と訪問販売

— クーリング・オフ再検討の必要性 —

西山 井依子^{せいこ}

目次

- 一 はじめに
- 二 消費者金融と不良債権
- 三 クレジット・サラ金業者と提携した訪問販売
- 四 おわりに

一 はじめに

「消費者金融〇ベンチャー上昇 大学生の企業イメージ 電機・商社は下降」⁽¹⁾という見出しの記事が、一九九九年四月二〇日付けの読売新聞(朝)の八面に載った。新聞は事実を報道するもので、読売も単純に事実

として報道した積もりであろう。しかし、この記事が消費者金融の大変なイメージ・アツプにつながったことは、確かである。大学生の消費者金融会社への人気が高まったということはともかくとして、何と云っても、この世紀末の大不況を乗り切り、新しい二一世紀の産業を担うべく一番の脚光を浴びているベンチャー企業と、消費者金融は同列に置かれたのである。「高利貸し」とのイメージで肩身の狭い思いをしていた消費者金融も、これでベンチャーと並び称せられるようになったと、胸を張ったにちがいない。その一方で、消費者金融の過剰融資に苦しむ庶民の怒りを呼び起こしたのも、確かであろう。

「消費者金融のトラブル」といえば、真っ先に想像するのは不況や生活苦からの借金の返済に苦しむ悲しい姿であるが、二〇代の若者やOLたちが、消費者金融がらみの思わぬ返済トラブルに巻き込まれている。エステティックサロンや化粧品、英会話などの通信教育をクレジット契約で申し込んだつもりが、実は、消費者金融のローンだった。解約したくても応じてくれない。なんとかしてほしい……。こんな相談が、全国の消費者センターに相次いでいる。国民生活センターの調べによると、消費者金融がらみの苦情は一九九五年度が一千八六二件、九六年度二千一一六件、九七年度は集計中で二千五〇〇件以上。最近七年間で苦情件数が多いのは「エステティックサロン」と「資格講座」で、ともに三千件ほど。トラブルに巻き込まれるのは二〇代の若者が六七%以上を占める。九八年二月、東京・神谷町のエステサロン「モアビューティークリニック」に誘い込まれたOLのMさん（二六）は、白衣を着た初老の男性カウンセラーに「あなたは、痩身エステの無料モニターに当選しました。ラッキーですね。うちのシステムでは、前もってモニター保証金を払っていただきます。サロンとの約束をきちんと守って、休まず二〇回コースに通ってくれたら、お金は全額お返しします」と言われた。「無料」「全額返還」という言葉は魅力的だった。Mさんは、以前

に二〇〇万円かけて大手エステサロンに一年通ってスリムになったが、効果が持続せず、”下半身デブ“に悩んでいたのだ。サロンが提示した保証金は五〇万円。「五〇万円も払えません」と言うと、經理の女性からローン申込用紙を渡された。会社名からは消費者金融業者だとはまったく気付かず、気軽にサイン。月々一万七千円、三六回の分割払いだった。經理の女性が説明した。「まず、あなたの銀行口座に融資先から五〇万円振り込まれます。そのお金を、すぐにうちのサロンの口座に振り込んでください。融資先への月々の返済は、今後、うちのサロンがいたします」と。九八年三月から四月にかけて四、五回サロンに通ったが、施術内容はさんざんだった。しかし、中途解約したら、モニター代がタダにならないと思い、ぐっと我慢した。通い始めて一カ月後、「モアビューティークリニック」は突然休業。電話もつながらず、カウンセラーやエステティシャンたちは、全員どこかへ消えた。それでもローンの引き落としは続く。Mさんはローン会社へ「エステサロンが休業してしまつたので、引き落としは止めてほしい」と電話した。だが「五〇万円は、うちとお客様との間のご契約。支払いは止められません」と取り合ってくれない。Mさんが結んだ契約は、消費者金融（ローン）業者との「金銭消費貸借契約」（通称「金消契約」）だった。販売信用（クレジット）会社なら、販売会社が倒産したり、欠陥商品を買わされた場合、消費者はクレジット会社側に「支払い停止」を要求できる。しかし、Mさんのように消費者金融会社と「二者間契約」を結んだケースでは、たとえ販売会社とトラブルがあつても、金を貸しただけの消費者金融業者は、「販売会社のことは知らない」と法的には責任を逃れられる。背景には、九二年に通産省が出した通達がある。英会話教室などの倒産が相次いだり、強引な手口で契約を結ぶ業者が増え、契約トラブルが多発した。そこで、クレジット業界に、「継続的約務の加盟店の管理をさらに強化し」「倒産などのトラブルの際は支払い請求を止める」よう指導したのだ。国民生活センターの相談員、清水草子さんは言う。

「この通達以来、クレジット会社がトラブルを恐れて、悪質な手口を使う加盟店をどんどん切った。その空白を消費者金融業者が埋めた。クレジット会社から見放される業者ほど、消費者金融のローンを使っている」。エステ業界の関係者は「同じサロンでも、お客がフリーターだと信販会社の審査に通らないので、消費者金融のローン用紙を渡すなど、”自衛策”をとっている」とも証言する。消費者金融の場合、会社名の下に「〇〇財務局長(2)第〇〇〇号」などと、大蔵省の認可番号が入っている。サラ金・ノンバンクなどの消費者金融業者を管轄するのは「大蔵省」で、「貸金業規制法」により規制されており、信販・クレジット会社を管轄するのは「通産省」で、「割賦販売法」により規制されている。金利規制法としては、刑罰金利を定めた「出資法」と民事的な制限金利を定めた「利息制限法」が存在するが、クレジット契約の手数料については、出資法や利息制限法の金利規制は適用されないことになっている。本件業者は、この縦割り行政のスキを、あくどく、突いた格好だ。クレジット、消費者金融問題に詳しい、宇都宮健児弁護士は言う。「大蔵省や通産省は、業界を育てることに専念した官庁だから、消費者を保護する視点が抜けている。消費者の立場に立ったあらゆる販売信用を横断する法規制が必要だ」と。(週間朝日九八・七・二四、四三頁)

また、消費者金融と提携したキャッチセールス(路上で声をかけて高額な商品を売り込む)の苦情が急増している。国民生活センターによると、キャッチセールスの苦情は八八年度以降、二、三千件台だったが、九六年度に六千一〇〇件台と急増。九七年度は六千七九八件と過去最多になり、九八年度も三月段階で六千八一〇件になり、これまでの「最多記録」を更新した。相談のあった女性の平均年齢は二四歳で、化粧品販売やエステ勧誘に関するものが大半だった。同センターは「不景気で買い控えが進む中、強引に買わせようとする手口が増えている」と指摘する。兵庫県警は大阪市北区の化粧品販売業「キャメイ」の代表ら四人を訪問販売法違反(不実の告知)の疑いで逮捕、大学ノート

一二ページに書き込まれていた「販売マニュアル」を押収した。「アンケートに答えるだけでいいですから」。大阪・梅田の百貨店前で「キャッチ」と呼ばれる男性従業員が若い女性に声をかける。立ち止まるのは二〇人に一人程度だが、「ノルマ達成まであと一人なんです」といって近くのビルにある事務所に入内する。小部屋に分けられた事務所で「カウンセラー」を名乗る女性従業員にバトンタッチ。客を「ちゃん」付けで呼び、「お肌の曲がり角。〇〇ちゃん専用の化粧品をつくります」と勧誘する。実際は一般用の化粧品を、健康食品を組み合わせて学生には二〇万円分、〇Lには三五万円分を販売。提携の信販会社が分割払いを認める限度額だ。完全歩合制で、一カ月で二〇〇万円の収入があった「キャッチ」もいたという。「帰りたい」という客にはセールストークを繰り返して、二時間かけて契約にこぎつけたケースもある。被害者の一人は「サインしないと帰らせてもらえないと思った」という。契約を申し出た客には「あなた専用の化粧品だから解約できない」と答えていた。訪問販売法は契約から八日以内であれば解約できると定めており、県警は事実と違うことを告げたとして摘発した。(朝日新聞(夕)九九・四・一九、一二面)

問題は、訪問販売法六条が定めるこの「契約から八日以内であれば解約できる」という、いわゆるクーリング・オフの規定である。この規定を言い換えれば、八日過ぎれば解約できないということである。業者は、この規定を盾にして、相手方・消費者に契約を遵守させる。民法の規定をよく知らない消費者は、業者が契約書に赤字で記入しているこの規定のため、八日過ぎればもう解約できないものとあきらめてしまい、消費者センター等に相談しないで泣き寝入りの被害者は沢山いるはずである。従って、国民生活センターに届いている苦情件数は、氷山の一角と思われる。消費者を保護するためのこの規定が、業者を保護する結果となっているのだ。契約は守られなければならない(Pacta sunt servanda)と、こう近代法の大原則の下、訪問販売でクーリング・オフが認められるのは、訪問販売の場

説
合は買い主に自由な意志決定がなかったと見なされるからであろう。訪問販売は文字通り「招かれざる客」だ。それならば八日と言わず、例えば行為無能力による取消し（民法四条二項、九条、一二条三項）や詐欺・脅迫による取消し（民法九六条）の消滅時効期間（民法一二六条は、取消権は追認を為すことをうる時より五年間、行為の時より二〇年間で消滅すると規定する）の間は、解約を認めるべきではなからうか。

本稿は、このような考えの下に、他の不良債権の実情も検討しながら、訪問販売におけるクーリング・オフの再検討を提唱するものである。

二 消費者金融と不良債権

1 消費者金融の急成長と不良債権

消費者金融業界はバブル崩壊後、無人契約機の導入などを売り物に急成長。大手の消費者金融が無人契約機で利用者を増やすなかで、年金担保融資が中小業者の生き残り策の一つともみられている。大蔵省調べによると、消費者金融の貸付残高は一九八九年に二兆七千五百〇億円だったのが、九六年には六兆四千七百一億円に伸びている。業界の信用情報を管理する全国信用情報センター連合会（全金連）によると、九七年末で貸金業の登録業者数は約三万二千件。日本クレジット産業協会によると、九六年で、クレジットとローンの新規の利用額（住宅ローンを除く）は約七兆六千億円で国家予算に匹敵する額。国内のクレジットカード発行枚数は九七年三月末で約二億三千四〇〇万枚。成人一人あたり二、三枚は持っている計算。

一方で、失業やリストラが増加し、年間の自己破産が一〇万件を超えるなど、個人顧客の経済状況は厳しくなるばかりで、潜在的な不良債権が懸念されてきた。さらに近年は「手軽さ」を逆手にとった詐欺行為も多発。一九九九年一月二日、全情連の調べで、全国で約千三〇〇万人が利用している消費者金融で、同一人物が氏名や生年月日の一部を変えて「別人」になりすまして融資を受けている例が相当数あることがわかった。大阪を中心に近畿圏の顧客について調査した結果、確認出来ただけでも全登録顧客数二七〇万人のうち、複数の顧客名義を持っている人が七万八千人もいた。架空名義の数を合わせると、延べ一六万人を越え、全登録顧客数の六%以上あった。推計約、一千億円にのぼる融資の大半が「不良貸し付け」になるとみられる。全情連は、「多くは意図的に『別人』になっている形跡があり、全国規模では一〇〇万件以上、数千億円規模の不良貸し付けが水面下に潜んでいる」としている。消費者金融で「別人登録」が横行している問題は、業界が急成長を続ける一方で、その融資内容が実際には悪化していることを具体的に示した。住専問題や銀行の破綻などここ数年の金融システムの崩壊は、不況下でも好調業種としてもてはやされてきた消費者金融業界にも内在していることが浮き彫りになった。現在、大手が公表している貸し倒れ償却率は二―三%。これは自己破産など「正当な原因」によるものがほとんどだが、今回明らかになったような問題融資が表面化すれば、一気に増えることもあり得る。

ある消費者金融の幹部は、債権の悪化の主要因として、各社の上場の動きを挙げている。一九九四年以降、大手、準大手が次々と上場。営業上の数字を上げることが至上命令とされ、各社は無人契約機の導入など競って「手軽な」貸し付けに走った。「営業上の数字を上げないと資金調達に影響が出る。だから不良貸し付け防止より、新規契約の獲得が重視される。結果的に与信審査がどうしても甘くなる」と指摘する。貸付残高を伸ばすための過当競争は、氏

名や生年月日の一部を変え、この世に存在しない「幽霊顧客」への貸し付けまで招いてしまったようだ。東京に本社のある大手消費者金融の元支店長は、融資を申し込んだ顧客が、健康保険証を偽造するなどして、別人になりすましていると感じたことは少なくなかったという。「それでも融資した。仮に本当に詐欺であっても問題が表面化する時は、支店幹部はすでに移動している。また、問題になっても我々は被害者で、その責任を問われることはないと考えた」と話す。別の会社の元支店長は「店に来た客にはとにかく五万円でも一〇万円でも無条件で融資しろ、と以前に指示されたことがある。『仮に焦げ付いても宣伝費がわりだ』と説明された。実際に一人の新規顧客を獲得するための宣伝費が五万円とも七万円とも言われているので納得した」という。(朝日新聞(東京・朝)「家庭欄」特集①—③九八・三・二八—三〇、朝日新聞(朝)九九・一・三—四。なお、朝日新聞(朝)九九・六・一三、八面)

アコム(東京)、アイフル(京都)、エル(旧レイク、大阪)など大手を含む消費者金融二〇業者が、九八年末までに計一二五名義で総額四千七〇〇万円余りを借りていた大阪府八尾市の主婦(三八歳)を、これまでにないおがかりな「別人名義融資」だったため、詐欺の疑いで八尾署に集団告訴しているが(対象は過去二年分で、悪質性の強い事例、計四九件、総額一千六七五万円)、業者が告訴に踏み切ったのは初めて。金融監督庁も業界団体を通じ全国規模での実態解明を進めているが、「融資の際の顧客審査が不十分な可能性もあり、過剰な貸付を禁じた貸金業規制法上の問題がある」と判断し、全情連に、判明している近畿、中国、四国分だけでなく、全国での実態調査を既に指示している。(朝日新聞(朝)九九・五・二六)

2 個人の自己破産の急増とその原因

(一) 自己破産の急増

個人の自己破産が爆発的に増えている。最高裁判所のまとめ(速報値)によると、一九九八年の一年間に個人が各地の裁判所に自己破産を申し立てた件数は、一〇万三千八〇三件に達していて、過去最多を記録した。前年より一気に三万件余も増えるという激増ぶり。最高裁によると、自己破産の申立ては、クレジットカードを使った若者の破産が目立ち始めた一九九〇年(平成二年)頃から増え始めたが(二万一千二十七件)、バブル崩壊の影響が出始めた一九九一年には二万三千二十八件に倍増。不況が深刻になってきた一九九六年(平成八年)に五万件を越え(五万六千四九四件)、一九九七年(七万一千二百九十九件)、一九九八年(一〇万三千八〇三)と急激に増えているが、一〇万件台にのつたのは初めて。「全国クレジット・サラ金問題対策協議会」事務局長木村達也弁護士によると、バブル期にはカード破産が典型的なケースとされていたが、最近の自己破産はリストラや勤務先の倒産に加え、住宅ローン返済に行き詰まるなど「不況型破産」が圧倒的に多い。年齢層も二〇〜三〇代が中心だったのに対し、四〇〜六〇代が目立ち、債務額は五〇〇万円前後が多いという。景気回復に展望が見えないことから「大量破産時代」がなお続くと関係者は指摘しており、「破産予備軍」は一五〇万人程度はいるとみられている。(読売新聞(東京・朝)特集「自己破産の研究」九八・六・二九、NHKテレビニュース速報九九・一・三〇、毎日新聞(朝)九九・二・一七、朝日新聞(朝)九九・二・二〇)

(二) 自己破産の原因

このような自己破産の原因は、(a)不況、(b)借金や破産への抵抗感の希薄化、(c)金融業者の過剰融資と政府の場当たりの業者よりの行政にあるといえる。

(a) 「不況」による自己破産の急増

日本の家庭が抱える借金は増大の一途で、今や七兆五兆円(住宅ローンを除く。日本クレジット産業協会の推計)。最近の事例は、長引く不況の影響がはっきりと現れている。(1)四、五〇代の中

説 高年の人達が失業や給与の減少によつて、住宅ローンが払え切れなくなり、消費者金融からも借り、借りては返す自転車操業に陥つた。地価の下落で住宅が大きく担保割れし、自宅を売つてもローンは消えない。打つ手がなく破産に追い込まれる。「住宅の融資制度は家を買う者のためでなく、売る側のためだったのでは」と思う人もいる。(朝日新聞 (東京・朝)「家庭欄」特集②九八・三・二九) (2) 主婦が生活費に困つて消費者金融を利用して、破産に追い込まれる。国民生活センターに寄せられる多重債務に関する主婦の相談は、一九九五年の九五五件から九六年度は一千四七五件と急増。九八年度も一千三〇〇件を越える見通し。西村隆男横浜国立大助教授(消費者教育論)は、「日本で無収入の主婦相手にビジネスが成り立つのは、夫の給料が間接的な担保になっている」「米国では妻の契約に夫は無関係。主婦にも、預金を担保にカードを発行するのが当たり前。主婦向けローンは日本的な貸し付けの甘さを象徴している」という。(朝日新聞 (東京・朝)「家庭欄」特集③九八・三・三〇) (3) 自営業の人たちが事業資金に

行き詰まつて消費者金融などから融資を受け、破産する例。個人事業主の破産は、一千万円を越えることは珍しくない。借金を重ね、資金繰りに行き詰まつた末の、中小事業者の自殺が相次ぐ。銀行も好景気のときは支店長権限で担保なしで貸したりしたが、バブル時代の過剰融資で不良債権に迷走する今、好景気のときと行員の態度は一変し、担保なしでは絶対に貸さない。そもそも、貸付の原資を多数の預金者から得ている銀行は、あくまで自己の危険だけを考えてよい貸金業者とは違い、無担保貸付は許されないのが原則。ちなみに、不特定多数の人から預金を受けることができるのは、大蔵大臣の免許をうけて銀行業を営む者(銀行)に限られ、これに違反した者は刑罰に処せられる(銀行法三条・四条・六一條)。これに反し、貸金業は登録によつて営業できる(貸金業の規制等に関する法律三条以下)。銀行の貸し渋り傾向が強まるなかでノンバンクが中小企業向けに行う「商工ローン」の利用が広がっている。(朝

日新聞（東京・朝）「家庭欄」特集④九八・四・一

(b)「借金や破産への抵抗感の希薄化」が破産激増の一因 複数の裁判官の証言では、個人破産の多くは生活苦や高金利に迫られた「やむを得ない」ケースだ。しかし、収入が減っても「生活レベルを落とせないタイプ」がかなりいるのも確かだ。関係者は、破産激増の一因として「不況」「消費者金融の隆盛」とともに、「借金や破産への抵抗感の希薄化」も挙げている。破産は本来、借金を完済できない債務者に残る財産を、裁判所が公平に債権者に分配する手続きだ。だが、個人の破産申し立ての目的のほとんどは、破産後に「免責決定」を受けることにあり、実際、九割以上が認められている。免責は財産の隠匿や過度の浪費などがないかぎり認められるが、一度免責を受けるとその後一〇年間は再び破産しても免責は認めてもらえない。免責後は、収入に関係なく、税金や労賃の支払い義務などを除く一切の借金が帳消しになる。しかも、破産の不利益は意外に小さい。宣告を受けると、住所移転の制限、弁護士・司法書士などになれないという資格制限などが課せられるが、免責が認められれば、すべて「復権」する。実際の不利益は数年間クレジットカードが持てない程度だとされる。こうした実情に最近、「すべて免責という考えは国民感情に合致するのか」（法務省幹部）との声が上がってきた。免責は破産者の再出発を助けるという面では有効だが、「借りた金は返す」という契約理念とは大きく矛盾するからだ。「免責は『債権の死刑宣告』といってもよく、やむを得ない場合に限るべきだ」と自著で主張する現役の裁判官もいる。こうした意見の背景にあるのは「モラル低下」に対する危惧だろう。債権者への配慮もあり、裁判所も最近、個人破産の手続きに「一部免除」や「条件付免除」を導入し始めた。保険の解約金や退職金などが残っている場合、その一部を債権者に分配するよう求めたり、浪費による破産と疑われる場合、負債の一一三割を返すことを免責の条件とする運用だ。

しかし、こうした考えには強い批判がある。消費者保護活動で著名な宇都宮健児弁護士は「免責は自殺や一家離散、犯罪を防ぐ社会的安全弁になっている。月収二〇万円以下の破産者が七割もいるのだから弁済を強制するのは無意味だ」と指摘する。また、「モラル低下論」についても、「破産の原因はクレジット・サラ金業者の過剰融資と年二〇％を越える高金利だ。返す能力のない人に高金利を自覚させずに貸し、『借りたものを返せ』と言う方がよほどモラルに反する」と厳しい批判をあびせている。(読売新聞(東京・朝)特集「自己破産の研究」九八・六・二九)

(c) 破産原因は金融業者の過剰融資と政府の場合当たりの業者よりの行政 先述のように宇都宮弁護士は「破産の原因はクレジット・サラ金業者の過剰融資だ」と述べているが、このような過剰融資で消費者をローン地獄に突き落としていく悪徳業者は、クレジット・サラ金業者に限らない。(1) 銀行が銀行への信頼を逆手に取って、狙いを定めた人(もともと土地屋敷を持つていて借金とは無縁だった人が多い)へ押しかけ、相続税対策のための自宅の買い替え融資等、借金の用途を提案して融資を持ち掛けた。銀行の言うことだから間違いないと話に乗った人は、バブルがはじけて高額な借金と担保割れした物件だけが残り、自宅を競売にかけられホームレスになった。「銀行は神様だと信じてきたのに・・・弱者をだまし、食いつぶして平気である銀行の責任を明らかにしたい」と、裁判に訴えている人もある。一九九八年の秋、こうした人たちが「銀行の不当競売を許さない被害者の会」をつくった。会のまとめ役の椎名麻紗枝弁護士は「今の日本の法律では借り手だけに義務が生まれ、貸手はいつさい責任を負わないところに問題がある。バブル期を中心とした銀行の過剰融資によって、自宅を失う可能性がある人は一〇〇万人を下らない」という。東京地方裁判所(八王子支部除く)によると、競売による売却実施件数は九七年は約八千四〇〇件と三年前の三倍に達した。この内訳はマイホームばかりとは限らないが、九七年後半から、銀行をはじめとする金融機関が担

保不動産の整理に本腰を入れ始めて急増したという。(週間朝日九八・一二・一一、三八頁)(2)また政府の場当たりの住宅政策がローン破産を招いている。円高による日本の黒字減らしをねらった八五年の「プラザ合意」後、内需拡大路線のもとで地価は急上昇した。あるシンクタンクの調査によると、首都圏のマンションの平均価格が一番高かった九〇年度の平均坪単価は三一四万円。バブル崩壊で地価は急落。九八年九月の平均坪単価は一八八万円で、約四〇%の下落。ところが、融資の総額は逆に増えている。住宅金融公庫年報で、住宅金融公庫の融資残高が九〇年度は三兆九千八〇〇億円、九七年度は四兆六千八〇〇億円と、融資額は約七千億円も伸びている。価格(したがって担保価値も)が下がっているのに、融資残高は高い伸びを見せるといって、住宅市場のいびつさが現れている。このような市場の歪みを表すのが、融資の不良債権化である。住宅金融公庫が発表した延滞債権(六カ月以上滞っている債権)は、九五年度に一万四千二五〇件だったのが、九七年度には一万八千五二五件に増えている。代位弁済(住宅金融公庫では個人の返済が六カ月以上滞った場合、原則的に「公庫住宅融資保証協会」が債務を支払う)も、九七年度には九千七一五件、額にして一千四四七億円にも達している。多重債務被害に詳しい宇都宮弁護士は、「最初の五年間は返済額が低くて六年目からはね上がる住宅金融公庫の『ゆとり返済』が今後の問題だ。自己破産が急増するだろう」と見ている。住宅金融公庫利用者のうち、ローンを返済できずに破産した件数は、九六年度に約一万件を数えた。景気対策として制度が拡充された九三、九四年に「ゆとり返済」を組んだ人は、九八年から九九年にかけて、返済額が急激に増える時期を迎える。九八年度は一六万件、九九年度は三〇万件がそんな「六年目の危機」を迎える。建設省OBで住宅生産性研究会理事長の戸谷英世さんは「ローンを苦に自殺してしまう人は、九八年のうちに五千人を越えるかもしれない。住宅ローン単体だけの理由ではないかもしれないが、それでも大きな原因のひとつには違いない」

と分析している。長年にわたり住宅ローン問題に取り組んできた経済ジャーナリストの荻原博子さんは「政府は場当たり的な住宅政策で、国民にどんどん借金を負わせている。一貫しているのは、景気浮揚のために家を買わせようという姿勢だけ。サラリーマンは年収の五倍もの重荷を背負わされている。家計への負担を考えればローン破産予備軍は大勢いる。政府の責任は重い」と批判している。そして九八年一〇月、建設省が発表した「住宅投資拡大緊急対策」（住宅金融公庫の貸し付け基準金利を、これ以上は下げない^①）という過去最低の二%にし、償還（返済）期間を最長で一〇年延長する。低所得者でも公庫を利用できるように、今まで最低限必要だった年収の額を引き下げるなど、若年層・低所得層への融資拡大をねらっている）に対しては「政府は性懲りもなく金利を下げ、バカの一つ覚えのように誰かれなく住宅を買わせようとする。右肩上がりの時代ならともかく、今どきそんな政策で景気を浮揚させようとするのは、完全に間違っている」「それどころか、今回の『緊急対策』は、デベロッパなどの住宅供給側の救済策でしかない」「公的な機関であり、庶民の方を向くべき住宅金融公庫が、きちんとその役割をはたしているのか、大いに疑問だ。今回発表された『緊急対策』を見ると、住宅金融公庫は全く庶民のことを考えていないということが、ハッキリとわかる」と批判し、「貸付基準金利を二パーセントに下げても、一〇年後それは確実に四パーセントに上昇する。例えば二千万円を借りると、当初五年間は月々五万三千円、六年目から九万五千円、一一年目からは一〇万九千円と二倍に増えてしまう」「いまの住宅金融公庫の金利二%がいずれ四%に上がれば、新たな住宅ローン破産を出すだけだ。ゆとり償還と同じ過ちを繰り返すことになる。一方で、金融ビックバンの時代になると、自己責任がますます問われる。しかし、自己責任というルールばかり強調して、個人保護の制度を整えないのなら、金融被害はますます増える」と警告している。（朝日新聞（朝）特集「脱・不安の経済学」九九・五・一六、週間朝日九八・一二・一

一、三八頁、週聞文春九八・一一・二六、三九頁）（3）ローン六年目で一気に返済額が上がるという点では、住宅金融公庫の”ゆとり償還“ばかりが問題になるが、公団の「元金据え置きタイプ」もゆとり型のローンである。導入当時は、バブル崩壊で冷え込んだ住宅需要を掘り起こす狙いだったが、経済も収入も右肩上がりとはいかず、企業倒産、リストラ、年収ダウンで返済が困難になるケースが出ている。公団は九八年四月から「元金据置なしタイプ」も開始したが、五年前は「元金据置タイプ」しか選択肢がなかった。四年前、3LDKの公団のマンションを五六〇〇万円で購入した原秀樹さん（化学プラントの営業マン、四五歳）は、頭金を一千万円支払い、翌月に七〇〇万円入られて五年間の元金据置期間をすっ飛ばしてしまった。「そうすると、支払う金利七五〇万円が浮く」「元金据置タイプのローンはダメシだ。低所得者に五年間早く家を手に入れさせるといふ営業戦略だ。購入者にとってはその五年間は元金は一円も減らず、金利だけを公団に吸い取られる。今度の住宅減税だって、政府は目先の得で国民に何千万の買物をさせようとする。景気対策というけれど、建設業者や不動産業者ばかりに顔を向けた政策じゃないか」。さらに、公団は九八年七月に売れ残り分譲マンションの値下げに踏み切ったため、先に高値で買った人と、新築なのに後で安値で買った人が軒を並べることになった。先に高値で買った住民たちは口々にこう言った。「これじゃあ、わたしのマンションの担保価値がなくなるのも当然だよ」（電機メーカー勤務、四〇歳） 地価の下落で、せっかく買ったマイホームが担保割れしているのは公団の住民に限った話ではない。しかし、おなじような街区、マンションが目の前で安値で売り出されれば心穏やかではいられない。こうした住民心理について、公団の答えは「市場の動向で価格は変わる。それほどこの業者も同じ。購入者の方々は納得して契約されたはず。気持ちが変わるからという理由で、差額をお返しするわけにはいかない」（広報）だった。九八年七月二二日、一千六二一人が公団を相手に「公団値下

説 げ販売問題訴訟」を起こした。(週間朝日九九・二・一九、一四六頁) ちなみに、バブル期の一九九〇年三月から一月にかけて、近鉄不動産が奈良市内で販売した建売住宅を約一億二千九七〇万—一億九千三三〇万円で購入した一八世帯の住民二七人が、適正価格を大幅に上回る価格で住宅を販売して不当な利得を得たとして、近鉄不動産(本社・大阪市)に総額約一四億二千五〇〇万円の返還を求めた訴訟で、大阪地裁は一九九九年四月一六日、原告側の請求を棄却する判決を言い渡した。判決は、当時、周辺地域で他社が分譲した住宅地の価格が三・三平方メートルあたり、同住宅地と同じ水準かそれよりも高い二〇〇万〜三六二万円だったことなどから「販売価格は不当に高いとはいえない」と認定した。さらに、九〇年の奈良県の住宅地の公示価格が、前年に比べて五〇%を超える値上がりをしていた事実を挙げ、「被告は地価の下落を予測していなかったし、予測できる状況にもなかった」と結論づけた。(朝日新聞(朝)九九・四・一七、三〇面)

3 過剰融資は正のための債権放棄

(一) 銀行、企業を救うなら国民にも「徳政令」をの声 日本国政府は、国際的にはODA債権の実質放棄⁽³⁾、国内的には大手銀行(金融監督庁が「リスク管理債権」と呼ぶ銀行の不良債権は、九八年九月期末で八三兆円。この数字は、九九年三月末で一〇〇兆円近くに膨れ上がるという)への公的資金の注入が決まり、政府・自民党などでは「金融再生の次は産業再生」を合言葉に、企業のバブル清算への政府の支援策が議論の的だ。しかし、これは企業救済策にすぎない。バブル期に買った自宅を売却してもローンを返しきれないいわゆる「担保割れ」世帯で、都内の大企業に勤める四〇歳代のAさんの「企業に優遇策を取るのなら、ローンの重圧で生活を切り詰めている人々にも何らかの

措置を施してほしい」という声があがって当然だ。

政府が次々に実施する「企業優遇策」は、銀行への公的資金注入は言うに及ばず、公的資金の資本注入をされた大手銀行が経営難のゼネコン（総合建設会社）などが要請した債権放棄を相次いで受け入れており、日本開発銀行は、郵便貯金などを原資に、長期の設備資金を貸す政府の銀行だが、九八年一二月に法改正し、大企業に運転資金や社債償還資金まで融資するようになり、九九年三月までに六千億円を越える融資をした。中小企業の資金繰りを助ける信用保証協会の二〇兆円枠も、中小企業とはいえ企業が相手だ。不動産・ノンバンク・建設業界が不良債権の御三家だが、最近は過剰設備産業へと広がっている。伊藤元重・東大教授は「銀行の不良債権と産業の過剰設備は、コインの裏表」と指摘する。かくして、政府はさらに対策の輪を広げつつあるように見える。例えば、九九年三月二九日に発足した小渕恵三首相直轄の「産業競争力会議」は、企業が過剰設備や過剰債務など、バブルの負の遺産の清算を容易にする制度上の整備が最大の課題とされている。⁽⁶⁾そこで、要するに、「産業競争力会議」をもじれば「家計構造改革会議」とでもいふべきものを政府がつくり、家計再生にも目を向けることを国民の含み損世帯は求めているのだ。「家計構造改革会議」の趣旨に大賛成の経営コンサルタントの大前研一氏は「銀行や企業を救った超低金利政策のいちばんの犠牲者は国民だ。わずか〇・一％などという預金金利では将来の見通しを立てられないし、一方、預金金利の低下と比べると、ローン金利はさほど下がらなかった。それに含み損は、住宅だけでなく、積み立て不足で年金や退職金にまで広がっている。これらを見据えて、国民に光を当てる政策が求められている」と言う。

それでは「家計構造改革会議」での議論を住宅ローン問題に絞ると、どういった政策が考えられるか。大前氏はじめ専門家たちは、何らかの優遇策が必要とする点では全員が一致した。しかし、一種の「徳政令」にしても、ゼネコ

ンのような「借金棒引き」を主張する専門家は皆無だった。「倫理上好ましくない」（住宅アナリスト）、「堅実な個人は企業家ほど厚かましくない」（Aさん）というわけだ。このため、制度上の救済措置が議論の中心になる。複数の住宅アナリストによると、いちばん有効なのは、九八年の税制改正で議論の焦点になった「住宅ローン利子の所得控除」（以下、利子控除⁽⁷⁾）だという。しかし、政府、とりわけ大蔵省は、税理論の整合性などを盾に、利子控除を認めなかった。「それなら」と富国生命の渡部毅彦調査役は、「住宅の担保割れ、すなわち債務超過状態を解消しない限り、個人消費は活発にはならない。とすると、それを加速させる政策を取ればいいわけ」で、「担保割れの額を上限に、そういう世帯が繰り上げ返済すれば、その返済分の所得控除を認める」のが有効と言う。逆に、住宅評論家の石井勝利氏は、高金利で借りたまま、高年齢など個人的条件の悪化で銀行への借り換えもままならない弱者対策を重視して、「住宅金融公庫内での借り換え」を提唱する。野村総研のリチャード・クーパー主席研究員は、投資用不動産ローンで認められていた「土地部分の金利を経費扱いする措置」を九二年に政府が廃止したため、余裕のある人の投資意欲をなくし、サラリーマンの唯一とも言える節税手段まで奪ってしまい、今の不況を招く一因にもなった。今すぐ、この措置を復活すべきだ、と言う。先の大前氏は、「なぜ企業と個人で税制度を違える必要があるのか」と、自己責任で住宅などに投資した人には、減価償却や経費、損金などを会社と同様に認める案を提唱する。

以上いずれの提言も、税負担を軽減することによって個人をローン地獄から救済し、そのぶん消費や投資が増えて景気も回復するという筋書きだ。しかし、政府・自民党は、ローン地獄に苦しみながらも、なんとかやり繰りできていた世帯はさて置いて、むしろ自己破産寸前の個人を救うべく、裁判所で行われる民事調停に「特定調停」（仮称）という新たな制度を設け、多数の債権者を一堂に集め、債務者の経済力に見合った返済計画を立て、再出発を図る手立

てを考える方針を決めた。⁽⁸⁾個人だけでなく、企業も活用できるようにするという。民事調停法の特例法案として議員立法で国会提出を準備中だ。(週間朝日九九・四・一六、三八頁、朝日新聞(朝)特集「不良債権の実相」九九・五・七)

(二) 銀行、信販が密かに実行する個人ローン「棒引き」 (a) 借金の棒引き 自民党が議員立法で成立させようとしている特定調停の特別措置法を先取りする形で、銀行などとの個別の折衝で、返済条件の緩和、さらに債権を放棄させるのに成功する例もある。関西圏に住むBさんは、親類の債務保証で多額の借金を背負い、住宅ローン返済も重なり、マイホームを手放すことになったが、それでもローンは残った。ボーナスはなく月収五〇万円、夫婦と子供と同居の親の計四人の生活費三〇万円と家賃一〇万円を差し引いて、収入の残り一〇万円に対し、ローン返済額は毎月二〇万円。貸し手の金融機関との折衝の末、「現在は月々一〇万円しか返せないが、収入が増えるなど家計の状況が変われば必ず返済額アップなどの見直しに応ずる」との条件で決着した。他方、バブルの花盛りの頃に定年退職したAさんは、投資用にと賃貸マンション二戸を買ったが、地価下落と軌を一にして家賃水準も下がり、家賃収入がローン返済額を下回り始めた。そこで、この二戸のマンションを任意売却し残債支払いに充てたが、まだ足りない。債権者のノンバンクとの粘り強い交渉の結果、マンション二戸分のローンの残り四千万円弱について債権放棄してもらうのに成功した。この二つの事例にかかわった元都銀マンの金融コンサルタントで「リスケジュールで会社を守れ」(WAVE出版)などの著書がある宮本孝氏がこう指摘する。「肝心なのは、個人なら最低限の生活費の確保、企業なら従業員の給与、取引先への支払いなどを最優先して、銀行への返済は最下位にってもらうことだ」。つまり、銀行返済を第一に考えて生活そのものが成り立たなくなったり事業が続けられなくなったりしては、元も子もないと

警告する。こうした警告の背景には、金融マンの社内評価がいくら貸し出しを増やすかではなく、いくら債権回収を増やすかで判断される時代になった、という事情がある。(週間読売九九・三・一四、二二二頁)

論

東京都内に本社がある大手信販会社は九一年に、電子機器販売会社の社長個人に約八六〇万円、同会社名義で約七五〇万円の貸し付けを行っていたが、九七年一〇月から返済が滞っていた。九八年一〇月になって「金一万円を九八年一二月末までに支払った場合、約八六〇万円の債務の支払いを免除する」という任意の和解書を債務者である社長の弁護士との間で交した。会社名義の貸金は、会社の備品などの売却で一〇〇万円を回収して、残りの約六五〇万円を放棄した。信販会社は、こう説明する。「債務者の社長は、いくら追及しても払えないことがわかっていた。合計で一〇〇万円でも回収できたので、ゼロよりはマシ。やむを得ない事態だが、回収にかかっていると業務コストのほうが高くつくからだ。但し、こうしたケースはあくまでも例外中の例外だ」と。債権回収の追及をやめると、社内の会計上償却という手続きがとられるが、この信販会社の場合、九八年度の決算では一千億円近い数字を出している。つまり、「借金棒引き」をかなりのケースで行っていたとみられる。こうした実態について、裁判官時代に約一千件の破産事件を扱った前田博之弁護士(五一)はこう話す。「借金の棒引きの話し合いを任意の債務整理といい、実際に多い。貸手側は、数パーセントの回収とはいえ、早めの処理ができる。また、残債を『棒引き』しても、相手側が返済不能なことを証明できれば、無税で償却できるので税制上のメリットもある」と。(週間朝日九九・二・二六、二六頁)

(b) 住宅ローンの棒引き 一般に住宅ローンは、毎月の返済を六カ月以上滞納すると、債務者の借金の保証会社が債務者に代わっていったん銀行などの金融機関に全額返済する(代位弁済)。債務者はこの時点で、保証会社に対

して一括返済しなければならず、できなければ差し押さえや競売の申し立てが行われる。「ここで自宅を売却してローンの残債があっても、追ってこないことがままある」と住宅評論家の石井勝利氏（五九）は暴露する。住宅金融公庫によれば、実際には六カ月以上滞納しても、すぐに代位弁済を受けるわけではないというが、九七年度はローンを返せなくて代位弁済したケースが九千七一五件と最高に達した。増加傾向は今年・一九九年も続いているという。代位弁済の後、保証会社によって、当然自宅のマンションなどは売却されるが、その際、一部のローン残債は支払いを追及されることなく、先の信販会社と同じように償却というかたちで社内処理されている。住宅金融公庫や年金福祉事業団などに代位弁済するのは公庫住宅融資保証協会だが、同協会の決算によれば、償却額はバブル崩壊後毎年急増しているという。九五年度が一六七億円、九六年度は一九九億円、九七年度は二九五億円と、史上最高の額となっている。「ローンを返せなくなった人の残債をすべて放棄しているわけではない。自宅売却後の残債と債務者の経済状態を見て、返済相談に乗っているのだ。債務免除しているのは、本当に返すことができない人だ。返せないのだから、いくら催促しても無理なので、やむを得ず社内で償却しているわけだ。もちろん、償却のことは債務者には言わない。」（同協会企画部）公的機関だけでなく、民間でも複数の銀行が「担保割れした物件を売却した後、追及しない場合はある」と認めている。「とはいっても、だれでも逃がしているわけではなく、自己破産したなどといった支払いができないという合理的な説明がなければ許していない。というのも、簡単に債権放棄していると、稟議書に判を押した役員が株主代表訴訟の対象となったり、金融監督庁や大蔵省からチェックされかねない。自分の身を守るためにもキツチリやっている。」（大手都銀部長）ところが、これはタテマエで、銀行の支店などの現場ではローンの残債を厳しく追及しない例は多いという。「債権放棄して事実上免責しているのが現場の実態だ」と吐き捨てるように話すのは、

大手都銀の中堅行員だ。この都銀では、住宅ローンの返済に困った人の相談にできるだけ乗るようになっているという。「相談したところで、返済期間を三五年から五〇年にすることはできない」。債務者にとつても、返済期間を延長したところで総支払額は増えるだけだ。債務者は、苦しみを先延ばしするよりも「早くすつきりしたい」と思っている。「とくにサラリーマンの場合差し押さえの対象が給与しかないのに、手取りの四分の一しか差し押さえできない。しかも東京地裁は、給与の差し押さえを一年半までしか認めていない。就職先を追跡しなければならぬという手間や弁護士費用などを考えると、放棄したほうがよっぽどいい。」(中堅行員) しかも銀行にしてみれば、ゼネコンなどから千億円単位の債権放棄を要求されているので、「二千万円程度の債権で手間をとられたくない」というのが本音のようだ。また、住宅ローンは、住宅金融公庫や年金など公的資金からの融資をメインにして、残りを銀行といった民間に頼るケースが多い。「担保割れした物件を売却した後、回収したカネは抵当権上位の公庫に持つていかれて、民間の銀行は債権の回収ができない事例が少なくない。数百万円単位が多いのだが、その回収のために事務の手間やただでさえ高級な銀行員の人件費を考えたら、住宅ローンの残債回収はコストに見合わない仕事なのだ。」(大手都銀支店次長) 物件の売却による回収額がメイン一行分しかない場合、メイン銀行の担当者は「ハンコ代」と称して数万円程度で別の銀行に債権放棄してもらっている例もあるという。

こうして、自宅を売却してローン残債もチャラにしてしまうことは、実は米国では一般的である。米国では、住宅ローンを支払えない状態になったとき、住宅を銀行に返せばローンと住宅が相殺されて、ローンは帳消しになるという。というのも米国では、担保評価した責任は銀行にあるからだ。日本では、地価が下がるという外的な要因であっても債務者がその責任を負う。税制が違つたために生じる差ということだが、米国ではゼロから再出発できるのに対し

て、日本ではマイナスから出直さなければならない。(週間朝日九九・二・二六、二七頁)

(三) 過剰融資の債権放棄は意思自治の完成または貫徹

「社会と企業が相反した場合、私たちは企業をつぶしてで

も社会的責任を取る立場を堅持する」。セゾングループを育てた堤清二・セゾンコーポレーション会長が掲げた経営理念だ。中核企業のスーパー西友のノンバンク子会社、東京シティファイナンス(TCF)は、バブル期の不動産への放漫融資で行き詰まった。TCFは、借入残高が五千億円超あり、三千億円程度が焦げ付いた。TCFに歴代の社長を派遣し、一千億円超を貸し込んできた第一勧銀が九八年夏、債権放棄を了承。同年秋の金融国会で銀行への公的資金注入が決まり、「追い風になる」とみた西友は同年暮れ、他の銀行にも債権放棄を要請。銀行間の「持ち持ちたれつ」の関係が働いて、九九年三月下旬に関係各行が債権放棄に合意した。「ついに一線を越えてしまった。借金を踏み倒したんだから」と、グループ首脳の一人はつぶやくが、西友の渡辺紀征社長は記者会見で「西友は全国チェーンで顧客数も多い。破綻すれば、社会への影響は大きい。銀行にも、もっと多大な負担をかける」と語った。(朝日新聞(朝)特集「不良債権の実相3」九九・五・八)

資本主義経済における金銭の万能性と極度の融通性から、金銭の給付を目的とする金銭債権について、民法四一九条はその債務不履行について要件・効果ともに特則を置いている。すなわち、履行不能を認めず、履行期に履行のないときはただちに履行遅滞を生じ、履行遅滞が不可抗力によるものであることを証明しても、債務者は免責されない。他方で、債権者の損害額の証明を要せずして、損害賠償額は、約定利率が法定利率(民事五分、商事六分)を越えるときは約定利率、越えない限り法定利率による。我妻博士は「債務不履行や不法行為の責任要件として、不可抗力という観念は、賠償義務者に無過失責任を認めようとする場合に、その責任のあまり過重となることを制限するために

説
用いられたものである。然し、金銭債権については、この制限も撤廃して、絶対的責任を認めようとするのである。立法例としては特異のものであるが、その当否——ことに消費貸借による金銭債務に限らず、物の使用の対価としての金銭債務にも適用すること——は疑問である」（我妻栄・新訂「債権総論」〔民法講義Ⅳ〕一三七頁）と言われる。ただし、今日では、金銭債務について、真の絶対責任を課する意味ではなく、債務不履行責任についての一般原則が民法

論
四一五条で「債務不履行が責めに帰すべき事由に因りて」となっていることの反面として、その帰責事由（具体的には故意・過失）がなくとも、責任を負うことを意味するにすぎないとされている。そして、それは、債務者の手元不如意の抗弁を広く認めることによる金融取引上の混乱を回避することを目的とする、といわれている。（林良平・石田喜久夫・高木多喜男共著・「債権総論」〔改訂版〕現代法律学全集8・八七頁、林良平編・「債権総論」・基本法学双書、三六、六二頁）いずれにせよ、民法上、金銭債務の不履行については不可抗力をもって抗弁となしえないから、天災地変や経済恐慌などによって経済が一般的に逼迫している場合でも、不履行の責めを免れない。ローン地獄に苦しむ人も、従来法律を文字通り文理解釈してきた裁判所によっては救われないのである。しかし、於保博士が言われるように「これではかえって社会・経済を混乱せしめることになるので、このような場合には特に支払猶予の措置がとられることがある。わが国では、関東大震災（大正一二年緊急勅四〇四号）と大正末期の世界恐慌（昭和二年緊急勅九六号）の時に支払い猶予令が出されたことがある。また、金銭債務は、日常生活のあらゆる方面から生じてくるため、少額の金銭債務も累積されてくると、小企業者や窮乏者は生業・生活を立て直すこともできなくなるような重荷となってくる。だから、小企業者や零細な消費生活者のためには、各種の社会政策的立法が考慮されなければならない。また、調停制度の活用がのぞまれることにもなる」（於保不二雄・「債権総論」・法律学全集20・四二頁）ので

ある。

そして、近年社会問題となっている多重債務や過剰与信は、基本的には債務者の自己決定の問題であるが、貸金業者・信販会社等において、徒に需要を喚起し、無原則な融資を実行している状況の下では、いかに債務者の自覚を求めても、過剰与信に基づく多重債務問題の発生・増大を防ぐことはできないため、貸金業法一三条、割賦販売法四二条の三など、事業者に過剰与信の防止を命ずる規定が設けられるに至っている。これらの過剰与信禁止規定について、平成六年三月一六日の釧路簡裁判決（判例タイムズ八四二号八九頁）は、「これらの各規定は、その文言からしても、また、違反に対する罰則その他の法的サンクションが規定されていないことからしても）、訓示規定的なものと解されている。したがって、右規定に違反する行為が直ちに不法行為となったり契約が無効になると解するのは困難である。しかし、この法規制に何らの法的意味がないと解することはできない。『たとえ訓示規定であるとしても、これに対する違反の程度が著しいばあいには、国が右過剰与信禁止規定を設けた趣旨は、信義則違反あるいは権利濫用の判断、更には公序良俗違反の判断を根拠づける重要な要素として働くと考えられる。前記過剰与信禁止規定は、・・・事業により利潤を取得する者は、同時に、取引システムの維持または健全化のため必要とされる負担を引き受けるのが相当であるとの公平原理の観点から、あるいは、取引において事業者と対立する公衆の正当な利益を保護する観点から、事業者に社会的責任に基づく義務であるとともに取引関係上の相手方に対する信義則に基づく付随義務でもある注意義務を課したものと解する。』『国が事業者に向けて特別に規定を設けて禁止した過剰与信が、現実が生じた場合に、債務者の返済能力を越えるかどうかについての調査や判断に重大な誤りがあった事業者が、法の力を借りて債務の全額の支払いを債務者に求めるとすれば、信義誠実の原則に反し権利の濫用に当たると解すべきであり、信義則

説

論

を適用して事業者の請求することのできる範囲を限定するのが相当である。その範囲を定めるについては、・・・現
代取引においては契約自由、意思自治が原則であり、過剰与信の法規制はこれに対する制限であるという前提にたつ
て、信用調査システムの整備の实情や、過剰与信の法規制に対する事業者の自覚の現状などを総合して判断する必要
がある』と判示して、これに基づいて実際に債権額の減額を命じた。(鎌田薫・別冊ジュリスト一三五号「消費者取
引判例百選」一三頁)

そもそも、意思自治または私的自治の真の精神は、当事者の意思の無制約的優越を固執するものではない。そこで、
相手方ないし取引一般の保護も意思自治の奉仕する商品交換の円滑のために必須なものであるから、この対立者と相
妥協しながら、意思自治の原則は真の目的の実現をはかる。意思自治が真にその目的を達するためには、当事者が相
互に相手方を信頼し、その信義誠実なることを期待できなければならない。その表現が信義誠実の原則であり、現象
的には意思自治を抑制するかにみえるが、むしろ意思自治に内在的な原則である。かくして、右判例のいうように、
このような信義誠実の原則に基づいたものといえる過剰与信の法規制も、現象的には契約自由、意思自治を制限し、
抑制するかに見えるため、これを意思自治の修正と把握することができないではないが、いずれも本質的には意思自
治と相矛盾する原理ではない。むしろ、客観的には意思の表意者が真に欲すべき効果を与えようとするもので、意思
自治の完成または貫徹ともいえるのである。(林良平編「民法総則」基本法学双書・一〇一—一〇二頁)

三 クレジット・サラ金業者と提携した訪問販売

1 訪問販売法・割賦販売法

(一) 訪問販売法による悪徳商法の規制 セールスマンが、消費者の意向にかかわらず訪問し、時には販売の目的を隠してまで住居に入り込み、強引あるいは詐欺的な勧誘方法で契約を締結させる。あるいは路上や街頭で呼び止め、営業所や展示販売会場に同行して(キャッチセールス)、また販売目的を隠して、あるいは有利な条件で購入できる旨告げて、電話・郵便・ファックス・電子メール等の通信手段、ビラ・パンフレットの配布、拡声器での呼びかけの方法等をもって営業所等へ呼び出して(アポイントメント・セールス)、消費者を心理的に追い込んで、十分に考慮する余裕のないまま、契約を締結させる。

このような訪問販売に対処するために、「訪問販売等に関する法律」(一九七六年(昭和五十一年)施行、一九八四年(昭和五九年)、一九八八年(昭和六三年)、一九九六年(平成八年))に一部改正が制定されている。このような訪問販売法は、販売業者または役務提供事業者が、消費者に対し、営業所以外の場所において、指定商品・役務・権利の契約の申込みを受け、または契約を締結するという訪問販売(法二条一項)について、訪問目的・販売業者の氏名等の明示(三条、九条の四)、書面の交付(四条・五条、九条の六・七)、不当性が強い勧誘行為に対する禁止行為と罰則(五条の二・九条の九、二二条一号)、クーリング・オフの権利(期間は「四日間」(七六年)から、「七日間」(八四年)へ、さらに「八日間」(八八年)へと延長された)(六条、九条の一二(九六年))、契約解除に伴う損害賠償額の制限(七条)等に関する規定をもって、消費者の保護を図っている。

(二) 割賦販売法による抗弁の接続 他方、このような訪問販売についても信販会社が介在することにより(「個品割賦購入あつせん契約」の利用)、取引金額が高額化し(五〇〇万円を越える自動販売機や五〇〇万円の大理石の壺

等の売買)、苦情・被害が増加した。これに対処するため、個品割賦購入あつせん契約を割賦販売法の適用対象に取り込むべく、一九八四年(昭和五九年)に割賦販売法(一九六一年(昭和三十六年)施行)を改正し、抗弁の接続を認める割賦販売法三〇条の四を規定して、抗弁切断による消費者の不利益を防止した。そもそも、通常の割賦販売にあつては、与信者が売主であるところから、商品に瑕疵(きず)があつたり、売買に錯誤や詐欺・強迫があつたりした場合には、割賦金の支払いを控えるという法的手段が購入者に認められるのであるが、信販会社による代金立替払という法形式をとる割賦購入あつせん等の場合には、売主と与信者(銀行や信販会社)が別々であるため、売主(販売店)に対し主張しうることは、原則として与信者には主張できないという帰結を招く。買主の売主に対する抗弁は与信者には対置できず、その意味で抗弁の切断を生じる。そこで、割賦販売法三〇条の四は、指定商品の販売につき、割賦購入あつせん関係販売業者に対して生じている事由をもつて、その支払いを請求する割賦購入あつせん業者に対抗することができるとして、抗弁の接続を認めるにいたつたのである。

しかし、このような抗弁の對抗規定により、クレジット会社に対し未払金の支払い停止はできるが、既払金の返還請求は認められない。また、訪問販売法では一九八八年に、「指定商品」の定義規定を改正し、日常生活に関連する商品・役務・権利を広く指定対象に加えたが、割賦販売法三〇条の四で抗弁権の接続を認めるにあつて、役務を指定商品に指定するか否かについて議論があり、役務取引が多様なものを包含しているところから、その実態の解明が必要であることを主な理由に、とりあえず否定的結論に至つたことを根拠に、役務取引への類推を否定するのが、判例・多数説と見てよい。しかし、契約の相対性、債権の相対性は、私法上原則として妥当すべきことは論を俟たないが、しばしば指摘されるように、割賦購入あつせんの場合、金融機関と販売業者が共通の目的を達成するために、共

同しているのであるから、原則として、この種の取引における両者の一体性を直視することから出発するべきだ。(石田喜久夫・「消費者民法のすすめ」一五六頁) 我が国でも、欧米諸国のように消費者金融(ローン)と販売信用(クレジット)を統一的に規制する「統一消費者信用規制法」の必要性を唱えられる宇都宮健児弁護士も、本稿の序説で紹介したMさんの場合のように「貸金業者が販売業者と提携して商品購入代金を融資するというような場合も規制対象とすること、指定商品制を廃止してすべての商品・役務・権利に関する取引を規制対象とすること、販売業者とクレジット会社の共同責任を認め、販売業者が契約を履行しないときは、クレジット会社に対し未払金の支払停止だけでなく既払金の返還請求を認めることなどが検討される必要がある」とされる。(法律時報一九九八年七〇巻一〇号通巻八七〇号、三二頁)

2 訪問販売の被害者の法的救済の難しさ

訪問販売業者が高利で過剰融資する金融業者と結託することにより、消費者の無自覚の実質被害額が増大している。消費者は買いたくもない羽布団・和服・絵画・宝石等を、時価数万円にすぎないものを数一〇万、数一〇〇万円で買われる。しかし、クレジット契約で月々は数千円、数万円とより少額の支払いとなるため、高額な商品を買わされたという自覚がなく、しかも支払い方法が口座振替方法で、それが、電気・ガス・電話などの公共料金の支払いと同じ口座からであるため、確実に口座から引き落とされ、消費者本人の明確な自覚・抵抗感のないままに、支払い不能に陥るまで振替支払いをさせられる。このような巧妙な手口で、悪徳商人は現在、親の躊躇(すねかじ)り中の若者、年金の含み損で苦しむ老人、家計のやりくりを追われる、世間知らずの主婦など、多くの社会的経済的弱者から、お

金をだまし取っているのだ。

そして、家族や知人から指摘されて初めて事の重大さを知っても、多くは泣き寝入り状態である。最近の事件で、若者ら五千人、消費者金融で集団名義貸し、債務総額六〇一七〇億円というのがあったが、現実には、親や知人が若者本人の債務を肩代わりしてしまう事例も少なくなく、弁護士に救済を依頼するのは全体の数割ということだった。ある大手金融業者の元支店長は「消費者金融の立場からすれば、こうした事件の場合、親や知人が若者の将来を案じて返済を肩代わりするから、むしろ安全な客だと思っているぐらいではないか」と話している。(朝日新聞(夕)九・一・二八)。金融業者が、無資力で支払い能力のない若者や主婦や老人を相手に過剰融資するのは、最初から親や夫や兄弟といった家族、親戚または知人を当てにしているのだ。

また、消費者センターへ相談に行ったとしても、訪問販売法のクーリング・オフの期間(八日)内であれば、無条件に解約できるが、八日間を過ぎていけば、消費者は事業者の民法上の責任を追及することによって、自己の権利を守り、損害を回復することになる。その場合、錯誤(民法九五条)、詐欺・強迫(九六条)等の意思表示の瑕疵に関する規定に該当する場合だけではなく、消費者保護を趣旨とする訪問販売法上の禁止行為(不実の告知の禁止・威迫行為の禁止(五条の二、九条の九))に違反した不公正な取引を事業者が行ったことを理由として、契約の不成立、契約締結上の過失、公序良俗違反(民法九〇条)、信義則違反(民法一条二項)などの理論により、契約解除または契約の無効という効果が認められよう。しかし、このように契約の無効・取消しを主張するには、多大の時間と費用が掛かる。弁護士への相談料が三〇分五千円。しかも、「正義」を掲げる弁護士が、借金整理を手がける「紹介屋」「整理屋」と組んで、依頼人から振り込まれる返済金を吸い取り、多重債務に苦しむ人々を泣かせている。そんな悪徳弁

護士のリストに全国の二六人が名を連ねるといふ御時世だ。(週間朝日九九・一一八、一七九頁) 三〇万円以下の少額訴訟にしても、原則として被告の住所地を管轄する簡易裁判所へ訴えることになっているため、東京に本社を置く営業者が全国各地で展示即売会を繰り返している訪問販売においては、九州や大阪の消費者が東京に向いて裁判を起さなければならぬということになる。しかも、たとえ裁判に勝利しても、自分の側の弁護士費用を負担せねばならない。⁽⁹⁾従って、たいいていの被害者たる債務者は、時間と費用だおれになる裁判で闘うことをあきらめる。他方、債務者本人が給料以外に何も資産がないようなとき、債権者は給料を差押さえるが、差押えができるのは、給料、賃金、俸給、退職金、賞与およびこれらと同一の性質を有する給与にかかる債権の四分の一で、残りの四分の三は差押えができない。従って、業者の方も、裁判・強制執行よりも、月々に分割回収する方が確実なので、裁判・強制執行をちらつかせつつ、しつこい督促で債務者を追い詰める。このようにして、ほとんどの被害者が、結局は泣き寝入りということになる。

3 悪徳訪問販売を無くすべく被害者に解約の自由を

訪問販売法が制定・施行されたにもかかわらず、悪徳訪問販売が、減るどころか増える一方なのは、法網をくぐる悪徳業者がいるからではあるが、やはり同法に大きな欠陥があるからではないだろうか。もともと訪問販売法が制定されたのは、販売業者とその顧客との間には、情報を収集し分析する能力の格差があり、また、販売業者のよく準備された組織的・効果的な場合によつては強引な勧誘に対して、顧客がそれらの影響を受けやすく、軽率にまたは冷静さを欠いて判断してしまうという傾向があり、これらを前提とすると、いったん契約は締結されたものの顧客がその

契約に拘束されることが著しく不適切でありながら、抽象的人間を想定し、社会構成員の地位の互換性を前提にして

いる民法の規定によつては、契約の取り消しや無効を導くことが困難な場合があるからである。(山田誠一・ジュリスト(一一三九号)一九九八・八・一一一五) 訪問販売法が購入者にクーリング・オフの権利を与えたのは、まさ

しく消費者にとつては災難でしかない訪問販売のような契約にそのまま拘束されるのが著しく不適切だからである。とすると、解約権の行使期間を八日間に限定するのは、筋が通らない。購入者に無条件の解約権を認めてこそ、訪問販売者と購入者の間に地位の同等性が回復されるのではなからうか。従つて、被害者である購入者に、時効による制限は置くとして、無条件の解約権を認めるべきで、そうすることによつて、初めて悪徳訪問販売も姿を消すようになると思われる。

四 おわりに

二一世紀における我が国の豊かな消費生活を可能とするためには、市場メカニズムを重視し、それを阻害する規制の緩和を進めていくべきで、必然的に消費者法もこうした方向に変貌が求められる。市場が十分機能するため、市場参加者が自立的でなければならず、消費者も市場参加者であるからその自立が当然求められるが、消費者の自立を促進するための一定の措置が不可欠となる。そうして、それには、消費者教育等行政と消費者との関係での対応だけでは不十分で、消費者と事業者との関係において消費者の対等性・自立性を支援・確保する措置が必要である。一九九八年一月に、国民生活審議会消費者政策部会から出された中間報告「消費者契約法(仮称)の具体的内容について」

で示された消費者契約法の早期立法化は、そのような市場メカニズムの重視・規制緩和推進のための環境整備の一環として、実現が目指されている。(落合誠一・ジュリスト(一一三九号)一九九八・八・一一一五) そうして、個別の業法の私法規定は、消費者契約法の特別法と位置付けられており、それらとの整合性をとる必要性が求められている。従って、消費者契約法の特別法としての訪問販売法は、消費者の事業者との関係における対等性・自立性をよりいっそう支援・確保するものでなければその存在価値はなくなる。そのためにも、購入者にクーリング・オフの権利を無条件に認める措置が是非とも求められる。そうすることなしに、ただ徒に、むやみやたらに「消費者が事業者による訪問販売法違反の勧誘行為や契約締結行為によって被害を受けた場合には、消費者自らが事業者の民事責任を追及することによって、自己の権利を守り、損害を回復することを通じて法の実効性を確保する努力がぜひとも必要である」(石戸谷豊、斎藤雅弘、池本誠司共著「訪問販売法ハンドブック」二三六頁) などと言うのは、まったく本末を転倒していると思えない。「契約から八日過ぎれば解約できない」というクーリング・オフの規定を盾にして跳梁跋扈する悪徳訪問販売者を放置しておきながら、そのような招かれざる訪問のために、平穏な日常生活をかき乱された善良な市民をして、さらに、民事責任追及の名の下に、裁判を起こして多大なお金と時間と労力を費やせよというのは、従来からの業者よりの発想でしかないと思わざるをえないのである。

(1) 記事の内容は次の通りである。「リクルートリサーチは一九九日、大学生の企業イメージ調査の結果を発表した。就職希望先として総合電機メーカーや総合商社の人気下がる一方、消費者金融会社の人気が高まるなど、最近の企業業績を敏感に反映する結果となった。将来性の見込めるベンチャー企業への就職を考える学生も増えている。調査は、今年三月、イ

ンターネット上で二〇〇〇年三月卒業予定の大学生を対象に行い、二万四千七八七人から回答を得た。業界別の人気傾向を見ると、総合電機は、東芝が昨年の六六位から七九位に下がったのははじめ、日立製作所が八〇位から一四二位に、三菱電機が一四一位から一五七位に順位を下げた。人気業種だった総合商社も、伊藤忠商事が二二位から二四位に、三井物産が一五位から三三位になるなど順位を下げた。一方、消費者金融は、まだランク下位ながら「将来性」へ評価が高く、富士が二八位から一九位へと上昇するなど着実に人気を上げている。ベンチャー企業への就職を考えている学生も四一・九%に達し、九八年の三二・五%に比べて大幅に増えた。就職を志望する個別企業の人気は、ソニー（昨年一位）、NTT（昨年二三位）、NHK（同一三位）の順だった。

なお、国税庁は一九九九年五月一七日、一九九八年分の確定申告で一千万円を越える所得税を申告した高額納税者を全国 の 税 務 署 で 公 示 し、上 位 一 〇 〇 人 を 発 表 し た が、消 費 者 金 融 の 経 営 者 や 親 族 ら が 前 年 に 引 き 続 き 名 を 連 ね た。一 〇 〇 位 に 入 っ た の は 前 年 と 同 数 の 一 〇 人。一、二 位 を 占 め た の を は じ め、八 人 が 三 〇 位 以 内 に。（朝 日 新 聞（夕）九 九・五・一 七）

「消費者金融の大手はこの三月期、売上高にあたる営業収益、経常利益ともこれまでの最高を更新した。トップの武富士があげた一千八〇〇億円という経常利益は、全産業でも有数の水準である」「繁華街の一等地に店が開かれ、手軽に借りられる無人契約機が置かれている。テレビコマーシャルもひんばんだ。そんな環境のなかで、消費者金融に手を出す人が後を絶たない」「長者番付でもうひとつ気になったのは、銀行経営者たちの高額所得である。巨額の不良債権を抱えた金融機関を救うために、空前の低金利が続けられている。ほとんどの大手銀行は公的資金の注入を受け入れた」「長者番付から、日本社会のゆがみや金融政策の誤りが透けて見える」（幹・論説委員室から）朝日新聞（夕）九九・五・一九）日本金融新聞編集長の岸紀子氏は「消費者金融は、八三年に施行された貸金業規制法で法的に認知された」と言う（週刊朝日九九・五・二八、二八頁）が、宇都宮健児弁護士によると「わが国のクレジット・サラ金業者のほとんどが、利息制限法の金利規制を守っていない。利息制限法には罰則がないからである」「わが国のクレジット・サラ金業者の大半は、利息制限法の制限金利（年一五〜二〇%）以上出資法の上限金利（年四〇・〇〇四%）以下のいわゆる「グレーゾーン金利」で営

業している。・・・これらクレジット・サラ金業者の金利は、最近の銀行の定期預金金利の実に一〇〇倍近くの高金利となっているのである。アメリカの消費者信用の金利は、高い方でも年二〇%ぐらいであるといわれている。また、ドイツやオーストリアにはそもそもサラ金が存在せず、消費者信用は主として銀行によって行われているため、貸金金利も年一〇%前後と低利である。わが国は、欧米諸国と比較して公定歩合は最低となっているにもかかわらず、消費者信用の金利は欧米諸国と比較しても異常な高金利となっているのである。・・・出資法の上限金利の現行の利息制限法の制限金利までへの引き下げと現行の利息制限法の制限金利の更なる引き下げを検討する必要がある（法律時報一九九八年七月〇巻一〇号・通巻八七〇号、三三―三四頁）。

(2) 「貸し渋りの時こそ商工ローンが貸し出しを増やす好機。相手が元本を返済したいといっても、金利分で結構ですという。商工ローンと呼ばれる中小企業向け融資会社に務める三〇代の営業マン。この会社では、期日に客の元本返済を受け入れると、上司に怒られる。「貸し渋りで客も資金繰りに余裕がないから、九割は延長する」。結果的に金利払いだけで、元本を越える場合もある。商工ローンは、連帯保証人を立て、手形や小切手を担保に貸す方式だが、金利は出資法の上限の年四〇%近い。「一千万円貸している相手に『なんとかお願いします』と頭を下げて、もう二〇〇万円借りてもらおう。融資相手の返済能力は考えない」とこの営業マンは打ち明ける。相手が倒産した場合は連帯保証人に返済を求める。客には「いざという時のために、枠を多めに設定しておきましょう」と持ちかけることが多い。その時に使うのが、融資の上限を決めてそれを限度に連帯保証人が保証する「根保証契約」だ。連帯保証人が知らないまま、借り手が最終的に枠いっぱいまで借りて破産した場合、連帯保証人が突然全額の返済を迫られることになる。実際、連帯保証人と商工ローン間でそうしたトラブルが増えているという。九七年一月、全国クレジット・サラ金問題対策協議会が開いた「サラ金一〇番」では、中小企業の借金をめぐる相談が全体の一五%を占め、大半は「商工ローン」の連帯保証人からだった。同会幹事の新里宏二弁護士は「保証人からの回収を前提に、倒産寸前の事業者にも貸し付ける傾向がある」と話す。消費者金融などに詳しい木村達也弁護士も「最初から保証人から回収しようと融資したとしか思えない、商工ローン関係の相談が急増して

いる」と指摘する。商工ローン業界最大手、日栄（本社・京都市）は、九八年度五二八億円の経常利益をあげた。三年で倍増の勢いだ。業界二位の商工ファンド（同・東京）も、三年で経常利益を四倍以上にした。商工ローンがもうかるとみた消費者金融業界からの参入も相次いでいる。日栄の借入先には、第一勧業、大和、富士銀行など大手銀行が並ぶ。日栄の一九九八年三月期の短期借入金に貸し付け増を反映して、前年度末から約二〇〇億円増え一千七〇〇億円となった。「貸し渋り」の裏側で、銀行から資金が商工ローンに流れ、再び高金利で中小企業に貸し出される構造が浮かび上がる。政府は、貸し渋り対策として二〇兆円にのぼる中小企業金融安定化特別保証制度（中小企業向けの融資を、政府が五千万円まで無担保で通常よりも低い料金を保証する）を打ち出したが、貸し渋りに苦しむ中小企業相手の商工ローン業者の貸出額は、高金利にもかかわらず増えている。同保証制度は九八年一〇月から実施され、二〇〇〇年三月まで申し込みを受け付けるが、九九年一月末までに、二〇兆円の保証枠に対し約六七万件、総額で約一四兆五千億円の申し込みがあった。東京商工会議所が九八年末、都内の中小企業を対象にしたアンケートでは、制度を利用した会社のうち一五%が「金融機関から借り入れの返済に当てるよう言われた」と答えた。「銀行の貸し渋りという現実が続く限り、だれのための制度融資か、と言いたい」（都内の中小製造業者）との声がある。（朝日新聞（夕）「ウィークエンド経済」九九・二・一三）

そこで、一九九九年五月一二日、宮城、秋田両県の中小企業経営者や個人事業主ら九人が、「不当に高い金利の融資を長年受けた」として、日栄を相手取り総額約二千九〇〇万円の返還を求める訴えを仙台地裁に起こした。一九九八年末には、各地の弁護士約七〇人が、「商工ローン業者は、長引く不況の中銀行の貸し渋りにあえぐ中小企業に対し、利息制限法の制限金利を超える高利で貸し付けている」として、「日栄・商工ファンド対策全国弁護士団」を結成。今回が初の集団訴訟となった。訴状などによると、原告らは一九八八年から九三年にかけて、それぞれ主に約束手形を担保に日栄から融資を受け始めた。利息制限法は年利一五―二〇%の制限を定めているが、原告らの場合、保証料などを合わせると実質三〇%台後半の年利での融資だった。利息制限法の金利で計算すると、総額で約二千九〇〇万円を返し過ぎたとしている。提訴後、会見した日栄対策仙台弁護士の新里宏二弁護士は、「日栄は極めて弱い立場の人を利用して、高利をむさぼっている。同様の

被害を受けている人はほかにもいて、二次提訴を検討している」と述べた。(朝日新聞(朝)九九・五・一三)

(3) サミット議長を務めるドイツのシュレーダー首相が、世界銀行とIMF(国際通貨基金)が重債務貧困国として認定する四一カ国に対するODA(途上国援助)債権を二〇〇〇年末までに全額放棄するよう提案し、米英両国が同調する動きをみせているが、日本政府は九九年四月二〇日、政府のODAに基づく債権(一九九八年三月末現在で、円借款による約九千三〇〇億円)を実質的に全額放棄する方針を固めた。直接の放棄は国民の負担が大きいことや、国民資産の保全を定めた財政法に触れることなどから、大蔵省が難色を示し、外務省との調整が続いてきたが、最終的に、キリスト教系団体の運動などを背景にした欧米の世論に逆らうことは得策でないと判断した。日本は七八年から「LLDC(後発開発途上国)」「二〇カ国」に対し、定期的な債務返済の見返りに同額の無償援助をする形での債務免除を断続的に続けており、今回も、こうした手法を用いることになった。日本は、無償援助が中心で債権の少ない米国や英国などに対し、世銀とIMF内にある重債務国支援のための基金に多めに出资することを求める方針だ。ODA債権がG7(主要七カ国蔵相・中央銀行総裁会議)で最大規模の日本が全額放棄に転じたことで、六月の主要国首脳会議(ケルン・サミット)は重債務貧困国の債務救済で合意する公算が大きくなった。各国の債務免除に伴って、世界銀行とIMFも債務免除を実施する見通しだ。(朝日新聞(朝)九九・四・二一)

(4) 金融再生委員会は九九年三月一二日、バブルに狂奔して不良債権を無闇に膨れ上がらせた大手銀行など一五行に対して総額七兆四千五九二億円の公的資金による資本注入を正式に決定した。血税からなる公的資金の注入は、銀行を健全な経営状態に戻すための緊急措置であるから、当然、健全化のメドの立つところのみに注入すべき性質のものだ。金融再生委員会は公的資金の注入に当たり、各行に「経営健全化策」を提出させたが、この健全化策がデタラメだ。大手一五行の「経営健全化策」を見ると、貸出額や業務純益を大幅に増加させるなど、派手な計画がならんでいる。「金融再生委員会と金融監督庁は、派手な業績改善計画や見栄えのいいリストラ策を打ち出した銀行に対して、公的資金投入の際の条件を有利にした。そのため、各行の経営健全化策のなかには、だれが見ても達成できそうもない計画を並べただけのものが見受

けられる。」(コメルツ証券アナリスト・幾代雄四郎) 同じことが各行が急いで発表した合併計画や提携計画にもいえる。「三井信託と中央信託の合併は、わずか一週間の話し合いで決まった。(近畿銀行と合併すると発表した) 大和銀行も関西金融界の再編だなどといったてるが、はたしてこれらの合併にどんなメリットがあるのか。いかにも急ごしらえの代物だ。」(経済ジャーナリスト・須田慎一郎) 大手都銀の中で唯一、公的資金の注入を拒否した東京三菱銀行の重要幹部のひとり「政府主導で金融再編を行おうとするやり方には納得できない。しかも、公的資金を受ければゼネコン救済の無理強いなど、どれだけ政府の干渉や制約を受けるかわからない。そんなものには耐えられない。そもそも東京三菱は、不良債権は少なく、公的資金など不要だ。そんなカネを投入するくらいなら、政府は潰すべき銀行は潰すなど、いくらでもやることがあるはずだ」と言う。「アメリカは八〇年代のバブル崩壊を機に、徹底的に金融界のウミを出し、金融機関トップの経営責任を追及した。いまでも一千人以上の経営者が背任で刑に服している。」(ニューヨーク市立大学教授・霍見(つるみ)芳浩)「いまの日本の大手銀行がすべて国際金融市場で生き残っていけるわけではない。それなのに、強い銀行にも弱い銀行にも、大手行に横並で公的資金を投入している。この政策自体が、ナンセンスで無責任なもの。日本が本気で『ビッグバン』をやるつもりがあるのかと、国際的な信用を落とすばかりだ。」(経済評論家・神崎倫一) (週間現代九九・四・一〇、四〇頁) そして、金融再生委員会が九九年四月二八日発表した公的資金注入承認に際しての委員会「議事要旨」からも、銀行の過剰状態(オーバーバンキング)や横並び体質から脱却できるのかどうかについて懸念を残したなかでの承認の「決断」だったことが浮き彫りになった。(朝日新聞(朝)九九・四・二九)

一九九八年三月期の企業決算が発表される中で、ひととき目立ったのが都銀八行の赤字決算だ。東京三菱銀行の九千一〇〇億円を筆頭に、八行合計の経常赤字は実に三億円を越えた。通常業務では二兆七〇〇億円の利益をあげながら、不良債権の処理に六兆四千億円も費やしたからだ。決算は経営の結果だ。業績が悪ければ責任をとるのが経営者のはずだ。しかも赤字の原因となった不良債権問題は、銀行がまともな審査もせずに、国民の貴重な預金を土地投機につき込んだ失敗のついでではないか。土地がらみの失敗は民間銀行だけではない。苦小牧東部とむつ小川原を舞台にした二つの巨大プロジェ

クトでは、国や北海道東北開発公庫なども、民間銀行や財界と並んで同様の失敗をしており、自治体と民間が資本や人を出し合った第三セクターの経営が、至るところで危機にひんしている。一九九九年五月二〇日、自治省がまとめた調査研究報告書によると、バブル崩壊後、解散に追い込まれる第三セクターは増え続け、九一年から九八年までの八年間に解散した第三セクターは計五三社。九四年に二社だったのが、九五年が四社、九六年が六社、九七年九社と増え、九八年は一挙に二五社に増えている。このほか、九八年一月時点で九九年中に三社が解散を予定していた。負債総額は判明しているだけで一千六五二億円にのぼり、その穴埋めには税金が投入される。最も大きいのは泉佐野コスモポリス（大阪）の六〇七億円で、千葉急行電鉄（千葉県）三二〇億円、ウラウス・リゾート開発公社（北海道）一三五億円、秋田県木造住宅の一一四億円で続く。自治省は同日付で都道府県と政令指定市に対し、経営改善の見込みのない第三セクターについては、迅速に存廃を判断することなどを求める指針を出した。危機管理という言葉が流行しているが、危機とは養老孟司氏によれば「人の力では管理できないから『危機』だったのである」。その意味で、不良債権は危機ではなく、銀行や国がきちんと管理せずに処理を先送りしてきた結果生じた「人災」だ。人災を危機と呼んで責任をあいまいにしたり、処理のコストを預金者や株主、あるいは納税者に安易に転嫁してはならない。求められているのは責任の明確化だ。少なくとも失敗の責任者が経営トップに居座ったり、限定的とはいえ大蔵省に金融の権限を残すことは許されない。護送船団時代の経営と政策の失敗者が舞台から去らなければ、ビックバンの幕は上がらないのだ。（史佳・「経済気象台」朝日新聞（夕）九八・五・二六、朝日新聞（朝）「社説〈第三セクター・惨状を直視しよう〉」九九・四・六、朝日新聞（朝）九九・五・二二—二五）

(5) 国税庁が九八年六月、債権放棄した場合に損金算入される定義を明確化する通達を出すなど、政府は銀行に債権放棄しやすい「環境」を整えてきた。ある金融関係者によると、それに拍車をかけたのは、九八年秋に成立した一連の金融再生関連法にあるという。「それ以来、監督庁、九八年一月以降は金融再生委員会が、『今期中に不良債権の処理にメドをつける』と言い始めた。自己査定を厳格に行い、かつそれに対する引き当てもあつく積ませる。そして、不良債権処理で薄

くなった自己資本を公的資金で穴埋めするという構図だ。そうなると、これまで先送りし続けてきた問題企業への融資が焦点に浮上せざるを得ない。この不況下で処理手段として残されているのは、債権放棄しかなかった。ある意味では政府側が銀行に債権放棄を促したというのだが、いの一歩に表面化したのは案の定、バブルの「権化」で、巨額の借金が経営難に苦しむ問題ゼネコン（総合建設会社）に対する債権放棄（債務免除）の動きだった。九八年一月に青木建設が総額約二千億円の債務免除を含む経営再建計画を発表したのを皮切りに、同年一二月には長谷工コーポレーションが約三千九〇〇億円、フジタ千二〇〇億円、そして九九年二月四日には藤和不動産が約三千億円の、それぞれ債務免除を求める計画を立て続けに打ち出したのだ。これが一筋縄ではいきそうもなかったが、結局のところ、これらゼネコンが要請した債権放棄を、公的資金の資本注入をされた大手銀行が相次いで受け入れている。債権放棄と同時に発生する債務免除益を「土地投機など経営の失敗の穴を埋めるのに使うのが各社に共通する（準大手建設社長）」というわけだ。このように、多大の借金を抱え実質破綻しているゼネコンの要請を受け入れ、金融機関が多額の債権放棄をすることは、日本の社会経済にとって看過できない大問題だ。債権放棄した銀行に対する公的資金の投入の是非という問題につながるし、そもそも市場経済の大原則にからむ基本問題だからだ。ゼネコンは、仕事量、工事の受注形態などさまざまな面で公共工事、換言すれば政治・行政によって守られてきた。昔からゼネコンの淘汰再編が進みにくい事情も公共工事との関係の中にあつたようだ。企業の競争力強化の努力が評価される世界にはなっていない。このような構図の中では、金融機関による債権放棄にかぎらず、会社更生法適用による債務カットであっても、破綻ゼネコンの負担を軽くし、事業を継続させることは問題の解決にならない。むしろ、はじめにやってきた企業を苦しめ、さらには産業界全体のモラルハザードをもたらす。ゼネコンの淘汰再編がもたらす社会的影響のミニマム化という観点の重要性を否定するものではないが、課題解決の基本は合併などによる業界再編か、さもなければ破綻ゼネコンの解体か、そのいずれでしかないといえよう。しかし、ある金融アナリストは、過剰融資の是正は債権放棄で進めざるを得ない事情がある、と次のように言う。「淘汰すべき企業は整理して、産業構造を転換するのが正しい選択ですが、それをやると失業が一気に増えてしまう。これ以上の景気の悪化を防ぎつつ、

『軟着陸』を目指すのが政府の基本方針だから、債権放棄を受けた企業に徐々にリストラを進めさせるのが最良なのだ」と。加えて、ゼネコンへの債権放棄は、入り口にすぎないという事情もある。巨額の借金に苦しんでいるのはダイエーなど流通業界も同じで、公的資金で銀行に「余裕」ができた今、新たな企業が債権放棄計画を発表すると予想する金融関係者もいる。事実、西友などセゾングループが系列ノンバンクの債権放棄を軸にした金融支援を銀行側に求める動きが表面化している。「事ここにあげば、『危機管理』の手段として企業救済も、一定の評価をすべきなのだろう。しかし、それでも、不良債権の量がいくらあつて処理にどれだけの時間がかかるのか、政府はその全体像を明確にすべきだ。それがないと『危機管理』としての評価も危うくなってしまふ」。(週間朝日九九・二・二六、三〇頁、朝日新聞(朝)九九・四・六、一三面、彗星・「経済気象台」朝日新聞(夕)九八・二・二四。なお、QJ・「経済気象台」朝日新聞(夕)九八・七・九)

(6) 「産業競争力会議」は、一九八〇年代半ばのレーガン米大統領時代に設置された「大統領産業競争力委員会」(ヤング委員会)がモデルだ。だが、これまでの同会議の焦点は前向きな強化策よりも不良債権処理、過剰設備処理ばかりで、新産業育成策はこれからだ。このような「産業競争力会議」で議論されている企業の過剰融資や過剰設備の処理など供給面の構造改革を進めるため、産業界や政府部内から国際水準並の税制への改正とともに、独禁法の運用の緩和や弾力化を求める声が相次いでいる。金融機関が企業の債務免除と引き換えに取得する株式を制限する独禁法「一条の「五%ルール」や、同業者同士の不採算部門の提携や合併・買収が過大な市場占有率を持つかどうかの公取委の審査が壁になっているというわけだ。しかし、自由競争によつて経済活力を取り戻す観点から、逆に独禁法の積極的運用を求める声が米国などにはあり、公取委では「競争ルールがあつてこそその産業競争力」との思いであり、公取委の塩田薫範事務総長は「五%ルール」について、現行制度のままでも対応が可能との見方を強調し、合併審査については「従来は国内(市場の占有率)だけを考えればよかつたが、経済の国際化が進んでいることを、事案によつては考慮している」。しかし、合併審査は独禁法の中核であるだけに、「今までの審査基準や考え方を緩めることはない」とはっきり否定した。(朝日新聞(朝)特集「不良債権の実相」九九・五・一二、朝日新聞(朝)九九・四・二九、九九・六・五)

(7) 税制面で住宅取得を助ける減税政策として現在、新規に住宅を取得した人に六年間にわたって最高一八〇万円、所得税を減税する「住宅取得促進税制」(以下、促進税制)がある。それに対して「利子控除」は、ローン返済全期間を通して毎年の金利分を、年収から配偶者控除や扶養控除と同様に控除を認める制度だ。米国では当初のローン金額一〇〇万ドルを上限に、セカンドハウスにまで所得控除が認められていた。日本でも九八年の春ごろから専門家がその導入を提案し始め、その後政治の場でも議論が交わされるようになった。しかし、議論が活発になるにつれ、肝心の理念や目的があいまいになっていき、「最初はローン地獄の世帯に減税効果を及ぼし、消費を喚起させることに主眼が置かれていたが、いつの間にか新規の住宅建設需要を引き出す方向に焦点が移ってしまった」(富士総研・矢野和彦主事研究員)。「将来の不安を除けば、地価下落や超低金利で住宅投資には好環境が続いていて、新規取得者にこれ以上特典を与える必要はない。それよりは消費促進の側面を重視して、ローン地獄の世帯に救いの手をさしのべる政策を優先させるべき」と言う日債銀総研の中尾宏副主任研究員は、九八年一月に現時点での首都圏マンションの収支決算を改めて試算し直し、その意を強くした。同試算によると、八三年から九四年までの一二年間にマンションを買ったすべての家庭が「含み損」を抱え、とりわけバブルが始まった八七年以降の取得者に巨額の「含み損」が発生している。同様に、八八年から九三年までの取得者は、現時点でマンションを売却してもローンすら返済できない「担保割れ」家庭だ。「むろん、『被害』の全額を面倒見る必要はないが、利子控除による一定の手助けは必要だと思う」(中尾副主任研究員)。同じく導入賛成派の富国生命財務企画室の渡部毅彦調査役によると、新規取得者と既存のローン支払い全家庭に「利子控除」を導入しても二兆円程度の減税で済むという。エコノミストに限らず、新規受注最優先の住宅業界からも、「既存のローン支払者にも利子控除を認めよ」とする意見が出始めている。三井ホームの赤井士郎社長は、業界界での少数派を自認しつつ、「中長期的な住宅市場を考えた場合、この人たちは住宅建て替えの重要な潜在顧客なのだ。その彼らがローン地獄に転落したままでは、将来の需要が立ち枯れてしまう。ひいては、耐震機能など質の高い住宅を増やす面でもマイナスになる」と言う。

ただ、利子控除もいことずくめではない。年収が多いほど減税額も大きくなる「金持ち優遇」の減税なのだ。税制に

詳しい大阪大学の八田達夫教授は、「米国で実施されている制度と賛成派は言うが、米国の財政学者たちは『一刻も早く制度を廃止すべきだ』と言っている。上限は一〇〇万ドルだが、米国では十分、豪邸を建てられる金額だ。金持ち優遇を助長するなど、利子控除は税のゆがみを拡大するだけだ。日本ではそんなことよりも先に、不動産取引を阻害するだけの登録免許税や不動産取得税、印紙税の廃止など、やるべきことがいっぱいある」と批判する。また、先の矢野主事研究員は、「どう理屈をつけても、ローン地獄世帯への利子控除は、バブルにつられて住宅を購入した人に『補助金』を与えろという批判から逃れようがない。しかも、この人たちは促進税制の『恩恵』をすでに受けているのに、さらに利子控除の『恩恵』を与えるのか、といった問題も出てくる。それでも、ローン地獄の家庭救済が彼らに安心感を与え、消費促進の景気対策につながる、との社会的合意が得られるなら、制度導入が可能になる」と言う。また、税の元締めである大蔵省は、「なぜ住宅だけを優遇する必要があるのか。自動車や宝石など、ローンを組んで買うモノはほかにもある」と、導入賛成派に説いて回っているという。

しかし、八九年に一戸建を買ってローン地獄に苦しんでいる、都内の中堅広告会社に勤める男性（四七）が、「旅行らしい旅行はしていないし、女房に服の一つも買ってやれない。つくづく不運な世代だと思う。家を買う動機の大きな原因に子供の成長がある。たまたまバブルの時期に、われわれの世代がそれに当たってしまったのだ。バブル崩壊や、その後の今に至るまで続く大不況なんて、あの当時予測できた人がいただろうか」と言うのも、真実だろう。（週間朝日九八・一二一、四、一七〇頁）

(8) すべてを清算し資産をゼロにし、残りの債務を免れる自己破産の制度は、人生の最出発を図るには有効と言われる。しかし、「連帯保証人に取り立てての手が伸びて迷惑をかける」「勤務先に知れたら不利益な扱いをされる」などの思いから申し立てをためらうケースも多い。こうした現状から、経済的に破綻しかけている人の選択肢を広げるために、新しい調停制度を創設することになった。具体的には、(a) これまで金融機関と借り手が個別に行っていた折衝を民事調停の場に移し、複数の債権者が一同に集まり、法律、税務、金融などの専門家が加わり、多重債務などの問題の一挙解決を図る。現

行の民事調停法では、申立て人の相手方の居住地にある簡易裁判所が調停を担当するのが基本となり、多重債務者の場合は調停の場が分散するので、今回の立法では、一人の債務者に債権者が多数いる場合の特例法として、一つの裁判所で一括して扱えるよう明文の規定を置く。(b)調停中は、担保権の行使など民事執行手続きの一時停止を命ずることができる。生活の拠点であるマイホームや商売用の店舗などが差し押さえられては再出発もできない、という不安を取り除くのが狙い。法外な利息を付けている場合、調停では法定利息に置き換え本来の債務額を確定させる必要がある。新制度では、債権者側にも契約の内容やこれまでの返済状況を文書などで明らかにする義務を課す方向だ。

ただし、調停はあくまでも合意が基本で強制力はない。ある都銀幹部OBが言うように「複数の債権者といっても、不動産担保をとっている住宅ローンと無担保の消費者金融が同一の場で話し合うことは難しいのではない。無担保の債権者は何としても債権回収をしたいはずだ。また、担保権行使を停止している間に地価が下がり、不動産担保の価値が目減りする恐れがあるのも考慮せねばならない」。このため、債権者が貸金の免除に踏み出せるよう「免除分は税務上損金扱いとし、課税されないようにする」という案もあがっている。今回の特定調停の議員立法の中心メンバーの一人、自民党の山本幸三衆院議員が力説する。「自己破産一〇万件という現実を、社会的に大きな問題だ。そのために何をすべきかを検討すると、この特定調停のような債権・債務者の話し合い(の方法)。銀行に公的資金を注入して、不良債権処理を進める方法。そして、物価を一定水準に上げ、景気を回復させる調整インフレの三つの方法があるが、特定調停の方法が最も現実的で、傷んだ実体経済を元氣付けるのに効果的ではないだろうか」。(朝日新聞(朝)九九・二・二〇、週間読売九九・三・一四、一二二頁)

住宅金融公庫がまとめた九八年一〇月時点の住宅価格調査では、首都圏の一戸建て分譲価格は、四千六〇五万円。同年二月と比較して二八九万円も下がっている。建物と敷地の面積は増えているため、わずか半年間で約三〇〇万円も下落していることになる。都心部のオフィス賃料も下がり気味で、米国証券会社のアナリストは「下げ止まりつつあった地価は再び下落する傾向を見せている。一等地でも最大で一五%、住宅地は一部を除き、三〇%落ちるといふ分析もある」と指

摘している。どんどん担保割れしていく不動産。リストラや賃金カットの嵐のなか、ローンから逃れるには、「返済不能になりそうな担保割れした不動産を抱えている人は、早めに任意売却したほうがいい」と言うのは、「大倒産時代の生活防衛マニュアル」などの著作がある清水洋税理士で、競売で買ったたかれるより、金融機関との話し合いで任意売却したほうが時価で売却できる。税金の還付も受けられることで、損失もある程度はカバーできるからだという。「ローン残債は、全額棒引きとはいかなくとも、減額や金利の減免の交渉の余地はある。ローン滞納で競売、自己破産するまで悩まないで、積極的に個人の不良債権の処理を急ぐべきだ。早めの処理が破綻を回避するのは、企業も個人も同じ。いまが最後の機会かもしれない」という。(週刊朝日九九・二・二六、二一九頁)

(9) アメリカでは、我が国と同様、当事者が自分の側の弁護士費用を負担するのが原則であるが、多くの州において、州法(いわゆるベビーFIC法など)により、消費者が原告となって訴訟を提起し、勝訴した場合については、これを被告事業者に負担させることができると定められている。他方、消費者が敗訴した場合については、事業者側の弁護士費用を消費者が負担するとの規定はない。事業者側はこの場合の消費者側負担を主張するが、条文にはその趣旨が書かれていないため、裁判所はこの主張を認めていない。(松本恒雄・法律時報一九九八年七〇巻一〇号・通巻八七〇号、九頁)

(10) 経済企画庁国民生活局消費者行政第一課・国民生活審議会消費者政策部会中間報告の概要「『消費者契約法(仮称)』の具体的内容」金融法務事情・一五〇九号一九九八・三・一五、一八頁。

参考文献

本文中のもの他、岡孝、山本豊共同執筆「西ドイツ訪問取引法の批判的検討(一)―日本法への示唆を兼ねて―」判例タイムズ(六四八号)一九八七・二・二二、五三頁、古川元晴、梶木壽共同執筆「悪徳商法と消費者保護立法の動向」判例タイムズ(六八〇号)一九八九・一・一、四〇頁、大村敦志「消費者法」法律学体系、長尾治助「消費者法講話」、吉田良子編著「消費者問題入門」、青木雄二「ナニワ金融・なんでもゼニ儲けや」、甲斐道太郎、島川勝、木村清志共著「ロー

ン・クレジットの法律紛争」(新版)。

なお、本文引用の新聞は、「東京」の記述がない限り「大阪」版である。